

船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令

1. 案内情報

- 手続名 : 外航船舶運航実績報告書の提出
手続根拠 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条
手続対象者 : 外航船舶運航事業を営む者
提出時期 : 翌々月の末日まで
提出方法 : 報告書を作成し、国土交通省海事局外航課へ提出して下さい。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 特になし
申請書様式 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第2号様式参照
記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省海事局外航課
03 - 5253 - 8111 (内線43 - 367)
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

3. 手続情報

- 審査基準 : 特になし
標準処理期間 : 特になし
不服申立方法 : 特になし